

総論 排土排泥処理

建設汚泥再生利用マニュアルの解説

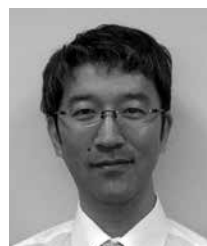
みやがわ さとし
宮川 智史

(独)土木研究所
地質・地盤研究グループ
施工技術チーム研究員



みやたけ ひろあき
宮武 裕昭

(独)土木研究所
地質・地盤研究グループ
施工技術チーム上席研究員



1 はじめに

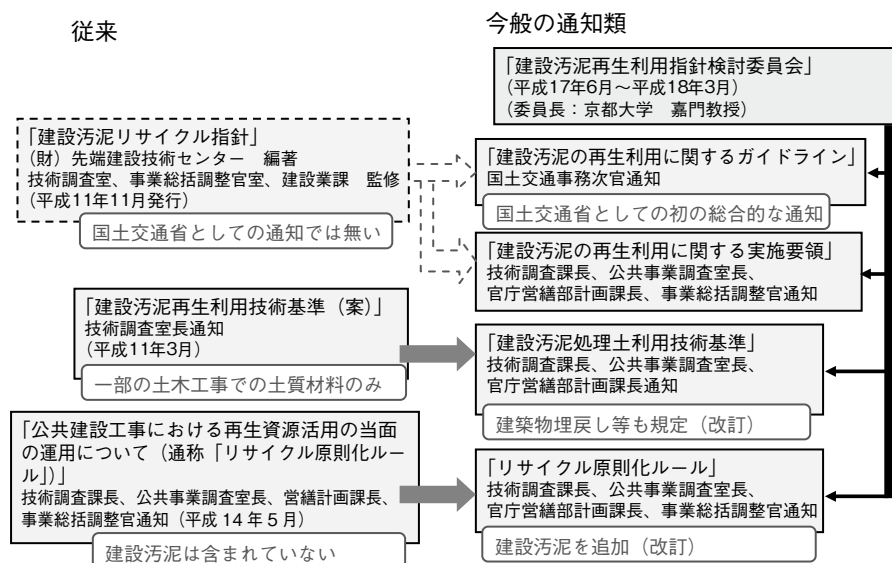
建設汚泥のリサイクルの向上を目的として、平成11年度に「建設汚泥リサイクル指針」が刊行され、建設汚泥のリサイクル率の向上に寄与している。

平成17年度建設副産物実態調査の結果を見ると、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊の再資源化率はほぼ100%となっているのに対し、建設汚泥の再資源化率は47.9%と極めて低い水準にとどまっている状況にあり、さら

なるリサイクルが求められる。また自治体ごとに、法律的・技術的な判断基準が異なることが、リサイクル率が伸びない主な原因となっており、判断基準の統一等具体的な指針の策定に向けて、平成17年度に「建設汚泥再生利用指針検討委員会」が開かれた。

そして平成17～18年にかけて国交省と環境省より「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」、「建設汚泥処理土利用技術基準」、「リサイクル原則化ルール」、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」、図-1に示すような「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」といった建設汚泥に関する各種通達が出された。

「建設汚泥の再生利用マニュアル」（以下、本マニュアル）は、これらの通達の詳細な解説を盛り込む形で、前述した「建設汚泥リサイクル指針」を改訂したものであり、①「ガイドライン解説編」と②「技術編」、③「参考資料編」



環境省では、平成17年7月に「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」を、平成18年7月に「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」を各都道府県等宛に通知

図-1 建設汚泥の再生利用に関する各種通達

＜ガイドライン解説編＞

- 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の実務面まで掘り下げた解説
- 原則化ルールに関する解説
- 環境省からの通達
- 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」
- 「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」に対する法的解釈と留意事項等

＜技術編＞

- 新たに追加・修正された技術基準

＜参考資料編＞

- 新たな技術的知見、実験結果
- リサイクル事例
- 関係法令 等

＊前指針での＜総論＞は削除された

図-2 マニュアルの概要

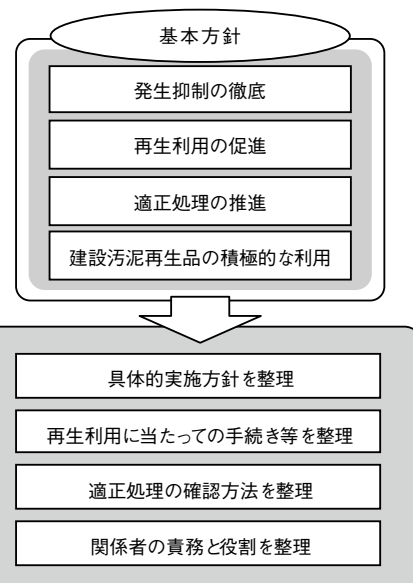


図-3 ガイドラインの基本方針

より構成されている。①についてはガイドラインを実務にまで掘り下げた解説や、各種通達に対する法的解釈と留意事項等を分かりやすく記載している（図-2）。②については、建設汚泥リサイクル指針の後に追加・修正された技術基準を、③については新たな技術的知見、実験結果、最新の関係法令、リサイクル事例等の情報を記載している。

本項ではガイドラインの内容を一部紹介するとともに本マニュアルについての解説を行うものである。

2 ガイドラインの概要

ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示したもので、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的としている（図-3）。特に再生利用の方策として、「自ら利用」、「再生利用制度の活用」、「有償譲渡」を基本とし、必要となる条件や留意事項等を記載している（図-4、5）。

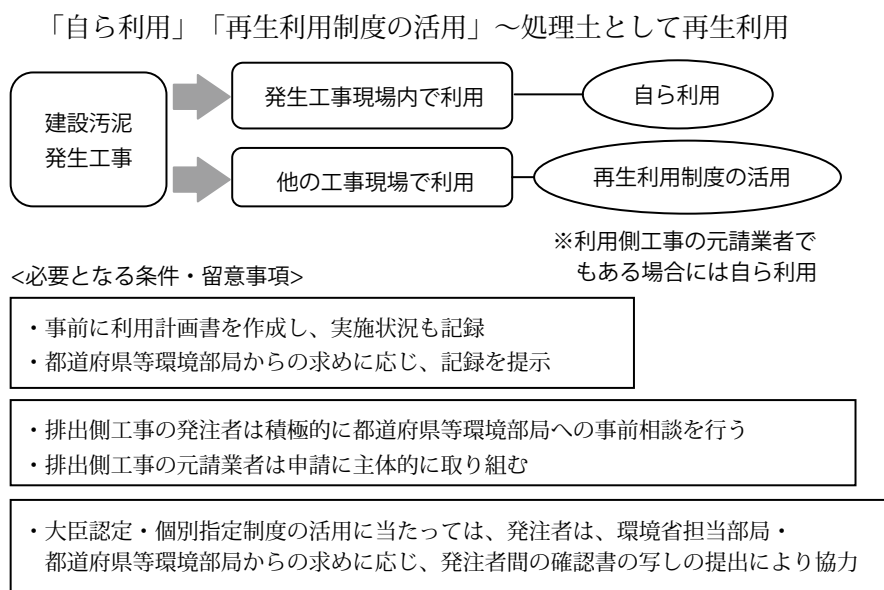


図-4 建設汚泥処理土の再生利用に関する留意事項

「有償譲渡」～製品として再生利用

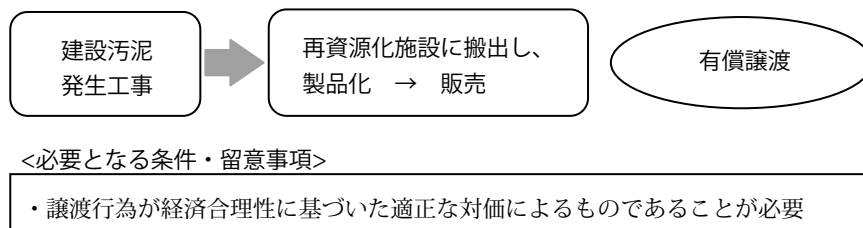


図-5 建設汚泥の再生品としての利用に関する留意事項